

第一百四十五回

參議院農林水產委員會會議錄第二十五號

平成十一年七月二十一日(木曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動
十一月一日

久保
巨君

久保	旦君	伊藤 基隆君
須藤美也子君		
伊藤 基隆君	亮君	笠井 亮君
笠井 亮君		
久保 旦君		
須藤美也子君		

出席者は左のとおり

理
其

國務大臣	農林水産大臣	中川 昭一君	政府委員
事務局側	農林水産省構造改善局長	渡辺 好明君	常任委員会専門員
補欠選任	伊藤 基隆君	鈴木 威男君	笠井 亮君
久保 巨君	須藤美也子君		
野間 起君	○委員長(野間起君)　ただいまから農林水産委員会を開会いたします。	○理事補欠選任の件	本日の会議に付した案件
岸 岩永 浩美君	理事の補欠選任についてお諮りいたします。	○農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
谷本 三浦 一水君	委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。		
岸 国井 正幸君	長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。		
佐藤 昭郎君	○委員長(野間起君)　御異議ないと認めます。		
中川 義雄君	○委員長(野間起君)　御異議ないと認めます。		
長峯 基君	それでは、理事に須藤美也子君を指名いたします。		
森下 博之君	まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。中		
郡司 彰君	○委員長(野間起君)　農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。		
薬科 満治君	○國務大臣(中川昭一君)　農業振興地域の整備に		
風間 大沢 阿曾田 清君	関する法律の一部を改正する法律案につきましす。		
木庭健太郎君			
一二君			
川農林水産大臣。			

て、その提案の理由及び主要な内容を御説明申上げます。

農業振興地域の整備に関する法律については、その制定以来、本法に基づき、全国約三千の市町村において農業振興地域の指定、農業振興地域整備計画の策定が行われ、本法によつて農業の健全な発展を図るための条件を備えた農業地帯の保全・形成及び農業の近代化のための各種の施策の計画的な推進が図られてきたところであります。しかしながら、近年、農業及び農村をめぐる情勢は、農地面積の減少や耕作放棄地の増大、農業従事者の減少等が進行しているところであります。

このような情勢のもとで、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地等を良好な状態で確保するとともに、土地の農業上の利用を確保しながら農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今回この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣による農用地等の確保に関する基本指針の策定であります。

農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地等の確保に関して、新たに農林水産大臣が基本指針を定めるものであります。

第二に、農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の内容の拡充であります。

都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針及び市町村等の定める農業振興地域整備計画の内容として、農用地等の保全に関する事項並びに農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項を新たに追加することとしております。

第三に、農用地区域の基準を法律上明確にする

ことあります。

従来、通達で定められた農用地区域の基準を法律に規定することにより、計画的な土地利用を推進するとともに、行政事務の明確化を図るものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(野間赳君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十四分散会

七月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願(第四〇〇〇〇号)(第四〇〇一号)(第四〇一号)

第四〇〇〇〇号 平成十一年六月二十五日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道砂川市空知太五八三ノ二
渡辺栄津子 外三百八十四名

紹介議員 今泉 昭君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第四〇〇一号 平成十一年六月二十五日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道紋別市落石町五ノ一ノ二
佐藤洋志 外七百十名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第四〇〇一号 平成十二年六月二十五日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道斜里郡小清水町小清水八区
紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

七月二十一 日本委員会に左の案件が付託された。
一、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案
二、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条—第三条)」を「第一章 総則(第一条—第三条)」
——章の二 農用地等の確保等に関する基本指針
(第三条の二・第三条の三)に改める。

第一章の次に次の二章を加える。

第一章の二 農用地等の確保等に関する基本指針

(基本指針の作成)

第三条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、農業振興地域整備基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

一 農用地等の確保に関する基本的な方向

二 農業振興地域の指定の基準に関する事項

三 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項

3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとする

4 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、
遅滞なく、これを公表しなければならない。
(基本指針の変更)

第三条の三 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

2 前条第二項及び第四項の規定は、基本指針の変更について準用する。

第四条第一項中「都道府県知事は」の下に、「基本指針に基づき」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一 農用地等の確保に関する事項

第四条第一項第三号を削り、同項第四号中「ホ」を「ト」とし、同号二中「ロ」を「ハ」に改め、同号中二を「ヘ」とし、ハを二とし、二の次に次のように加える。

　　ホ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

第四条第二項第四号中「ロ」を「ハ」とし、イの次に次のように加える。

　　ロ 農用地等の保全

第四条第二項第四号を同項第二号とし、同条第五項中「の承認を受けなければ」を「に協議しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

　　(一)の場合において、当該農業振興地域整備基本方針のうち第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものについては、農林水産大臣の同意を得なければならない。

第四条第六項中「承認をしようとする」を「協議を受けたに改める。

第五条第一項中「経済事情」を「基本指針の变更により又は経済事情」に改め、「生じたときは」の下に、「遅滞なく」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならない。

は、都道府県知事に對し、當該都道府県知事の定めた農業振興地域整備基本方針のうち前条第二項第一号及び第一号に掲げる事項に係るものについて前項の規定による変更をするための必要な措置をとるべき」とを指示することができる。

第八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二の一 農用地等の保全に関する事項

第八条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の一 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

第十条第三項を次のように改める。

市町村の定める農業振興地域整備計画のうち第八条第一項第一号に掲げる事項に係るもの(以下「農用地利用計画」という。)は、當該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であつて、次に掲げるものにつき、當該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において農林水產省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものなければならない。

一 集團的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの

二 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第一項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水產省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地

三 前各号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地

四 第三条第四号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第一号及び第一号に掲げる土地に隣接するもの

五 前各号に掲げるもののほか、果樹又は野菜の生産園地の形成その他の當該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためにその土地の農業上の利用を確保すること

4 第十一条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

前項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地には、土地改良法第七条第四項に規定する非農用地区域内の土地その他政令で定める土地は含まれないものとする。

第十二条の次に次の二項を加える。

(農業振興地域整備計画に関する基礎調査)

第十二条の二 第八条第一項の市町村は、その区域内にある農業振興地域について、おおむね五年ごとに、農業振興地域整備計画に関する基礎調査として、農林水産省令で定めるところにより、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模、農業生産その他農林水産省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、前項の規定による基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

第十三条第一項中「変更により」の下に、「前条第一項の規定による基礎調査の結果により」を加え、同条第三項中「前条」を「第十二条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更是、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。

1 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地区域等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められるること。

一 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

三 当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

四 当該変更に係る土地が第十条第三項第一号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

第十三条の二第五項中「昭和二十四年法律第八十九十五条」を削る。

第二十四条中「十万円」を「五十万円」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(農用地等の確保等に関する基本指針に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、この法律による改正後の農業振興地域の整備に関する法律(以下「新法」という。)第三条の二の規定の例により、農用地等の確保等に関する基

本指針を定めなければならない。

2 前項の規定により定められた基本指針は、新法第三条の二第一項の規定により定められた基本指針とみなす。

(農業振興地域整備基本方針に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にこの法律による改正前の農業振興地域の整備に関する法律(以下「旧法」という。)第四条第五項(旧法第五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による承認を受けた農業振興地域整備基本方針は、新法第四条第五項(新法第五条第三項において準用する場合を含む。次項にお

いて同じ。)の規定による協議が調い、かつ、同意を得た農業振興地域整備基本方針とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第四条第五項の規定により農林水産大臣に対してされている承認の申請は、新法第四条第五項の規定により農林水産大臣に対してされた協議の申出とみなす。

3 都道府県知事は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日以後遅なく、旧法第四条第一項の規定により定められている農業振興地域整備基本方針を変更しなければならない。この場合には、新法第四条第四項から第七項まで及び第五条第二項の規定を準用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(集落地域整備法の一部改正)

第五条 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十二条)の一部を次のよう改正する。

第七条第四項中「第一項後段」の下に「及び第二項」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に、「農業振興地域整備計画」を「農業振興地域整備計画」と、「変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により」とあるのは「変更により」に改める。

平成十一年七月二十七日印刷

平成十一年七月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B